

**京都市小川地域包括支援センター**  
**重要事項説明書**  
 (指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業)

**1 当法人の概要**

名称・法人種別	社会福祉法人 京都福祉サービス協会
代表者名	理事長 宮路 博
主たる事務所 所在地・連絡先	京都市中京区壬生御所ノ内町 39 番 5 代表電話 075-406-6330 FAX 番号 050-3153-1502
業務の概要	特別養護老人ホーム・通所介護・短期入所生活介護・ケアハウス 地域包括支援センター・地域介護予防推進センター・居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護・訪問介護・夜間対応型訪問介護 認知症対応型生活介護

**2 事業所の概要**

事業所名	京都市小川地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
所在地	京都市上京区小川通今出川下る西入東今町 375 番地
事業所番号	2600200022
管理者・連絡先	管理者 砂川 彩子 電話 075-415-8866 FAX 075-415-8835
サービス提供地域	京都市上京区 待賢学区, 小川学区, 中立学区, 滋野学区 京極学区, 春日学区

**3 当センターの方針等**

- (1) 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援等」という。）は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行います。
- (2) 指定介護予防支援等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (3) 指定介護予防支援等は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、障害者支援サービス等多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (4) 指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (5) 事業の実施に当たっては、京都市、関係区役所・支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。
- (6) 指定介護予防支援等において虐待の発生や再発を防止するため、対策を検討し、職員に

## 20240401 改訂

対する研修を定期的を実施します。

(7) 指定介護予防支援等の提供に当たっては、介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(8) 指定介護予防支援等において、感染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、計画に従って必要な措置を行います。

(9) 指定介護予防支援等において感染症の発生及びまん延しないよう、対策を検討すると共に指針を整備し、職員に対して研修及び訓練を定期的を実施します。(感染防止対策のため、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討します。)

(10) 上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 37 号)及び国が定める介護予防支援に係るマニュアル並びに京都市が定める指針等(以下「基準等」という。)を遵守します。

### 4 事業所の職員体制等

職種	員数等	職務の内容
管理者	常勤兼務職員 1 名	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援の提供にあたる
保健師等	常勤兼務職員 1 名以上	
主任介護支援専門員	常勤兼務職員 1 名以上	
社会福祉士	常勤兼務職員 1 名以上	
介護支援専門員	常勤兼務, 非常勤専従職員 3 名以上	

### 5 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～日曜日 ※1月1日元日を除く	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

### 6 利用料金

(1) 指定介護予防支援

ア 指定介護予防支援費等の利用料は、通常、法定代理受領により当法人に対して介護報酬が支払われることから、利用者の負担は生じません。

イ 介護保険料を滞納されると、法定代理受領ができなくなる場合があります。この場合は一旦所定の利用料をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行します。

この証明書を区役所・支所の健康長寿推進課又は京北出張所保健福祉第一担当の窓口へ提出されますと、全額払い戻しを受けることができます。(利用者の介護保険料の額等によっては、全額払い戻されない場合があります。)

ウ 前記 2 のサービス提供地域内では交通費は無料ですが、サービス提供地域外に訪問する場合の交通費は、サービス提供地域との境界から目的地までの移動に実際に要した額をお支払いいただきます。

(2) 第一号介護予防支援事業

利用者の自己負担はありません。

## 7 介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等

介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等について、利用者は、当センターに対して、複数の介護予防サービス事業者等を紹介することを求めることができます。

また、介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

## 8 医療機関との連携

### (1) 病院又は診療所への入院時のお願い

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、利用者は、当該病院又は診療所に対して、当センターの担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

### (2) 主治の医師、歯科医師又は薬剤師との連携

利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち当センターが必要と認めるものを、当センターから、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対して情報提供します。

利用者が、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する情報提供を希望されない場合は、当センターにお申し出ください。

## 9 指定介護予防支援等の委託

### (1) 当センターは、必要に応じ、指定介護予防支援等のうち次の業務について、指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

- ① アセスメントの実施
- ② 介護予防ケアプラン原案の作成
- ③ サービス担当者会議の開催
- ④ 利用者に対する介護予防ケアプラン原案の説明
- ⑤ 利用者及びサービス担当者に対する介護予防ケアプランの交付
- ⑥ モニタリングの実施
- ⑦ 介護予防に係る効果の評価
- ⑧ 保険給付等に係る給付管理業務
- ⑨ 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
- ⑩ 介護予防支援に関する記録を作成し、その完結の日から5年間保存
- ⑪ その他

### (2) 当センターは、指定介護予防支援等の一部を委託する場合、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取します。

## 10 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中や利用者の居宅訪問中等に急変や事故等が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び関係機関等に連絡をするとともに「社会福祉法人京都福祉サービス協会 事故対応マニュアル」により、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

上記に加え、京都市に連絡を行います。

## 11 秘密の保持と個人情報の保護取扱い

### (1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について、当センターはサービスを提供するう

## 20240401 改訂

えで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

- (2) 個人情報の保護について当センターは利用者及び利用者の家族から予め同意を得ない限り、利用者及び家族の個人情報を用いません。
- (3) 当センターは、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

### 1.2 人権の擁護及び虐待の防止

- (1) 協会における利用者の人権の擁護及び虐待の防止に係る最高責任者を理事長とする。
- (2) 最高責任者は、事業所における責任者を定めるとともに、責任者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。
- (3) 責任者は、従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

### 1.3 相談窓口、苦情対応

○サービスに関するご相談や苦情については、当施設の受付窓口にご遠慮なくご相談下さい。

当事業所苦情相談窓口	電話番号 075-415-8866 FAX番号 075-415-8835 管理者(相談員) 砂川 彩子 対応時間 午前8時30分～午後5時30分
------------	---

○当法人では、中立的・客観的な立場から、助言または解決策の提示を行うことを目的に「苦情解決のための第三者委員会」を設置しています。当事者間での解決が難しい場合や、当委員会からの助言を必要とされるときは、下記あてにお申出ください。

#### (1) 苦情解決のための第三者委員会「相談窓口」

なやみには [電話番号] 080-6227-7828 [受付時間] 午前10時～12時、午後1時～4時 ※ 土・日曜日、祝休日及び12月29日～1月3日を除きます。 ※ 電話にできない場合は、留守番電話に切り替わります。 ご用件、お名前、電話番号をご伝言いただければ、後ほど委員よりご連絡申し上げます。
--

#### (2) 文書等の郵送先及び苦情解決のための第三者委員会についての問合せ先

〒604-8872 京都市中京区壬生御所ノ内町 39 番地 5 社会福祉法人京都福祉サービス協会 苦情解決のための第三者委員会 (事務局：経営企画室総務部) [電話番号] 075-406-6335 [FAX番号] 050-3153-1502
---

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

京都市上京区役所 保健福祉センター健康 福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地 電話番号 075-441-0111 FAX番号 075-432-3221
--	--

京都府国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地	京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620	COCON 烏丸内
	電話番号	0 7 5 - 3 5 4 - 9 0 9 0	
	FAX番号	0 7 5 - 3 5 4 - 9 0 5 5	

**【説明確認欄】**

令和 年 月 日

指定介護予防支援等の契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明をしました。

事業者 所在地 京都市中京区壬生御所ノ内町 39 番地 5

事業者名 社会福祉法人 京都福祉サービス協会

代表者名 理事長 宮路 博

説明者氏名 \_\_\_\_\_

私は指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業のサービス内容及び重要事項について説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

(利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(署名代筆者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄 \_\_\_\_\_ )